

プランの紹介

プランができるまで

帯広市では、世界や国内の動きに沿って、平成元年に「帯広市女性活動計画」を策定し、「男女が共につくり共に担う社会」を目指して様々な施策に取り組んできました。

しかし現実の社会では根強く残る「性別役割分担意識」から生じる男女格差の存在など、多くの課題があります。21世紀を迎え、少子・高齢化の進展に伴う子育てや介護の問題などを解決するためには、男女がともに仕事や家庭、地域社会の一員としてバランスのとれた生活を送ることが重要になっています。

こうした状況下で、基本法の制定を踏まえ、平成12年度からスタートした「第五期帯広市総合計画」に、男女共同参画社会づくりを主要な施策として位置づけし、有識者による「提言委員会」からの提言を受けて、このプランを策定しました。

プランの目的

行政と市民や関係団体、企業が一体となって取り組むための施策を明らかにしています。

プランの性格

具体的な施策を展開していくための行動プランです。基本法の理念と提言の主旨を尊重しています。

プランの期間

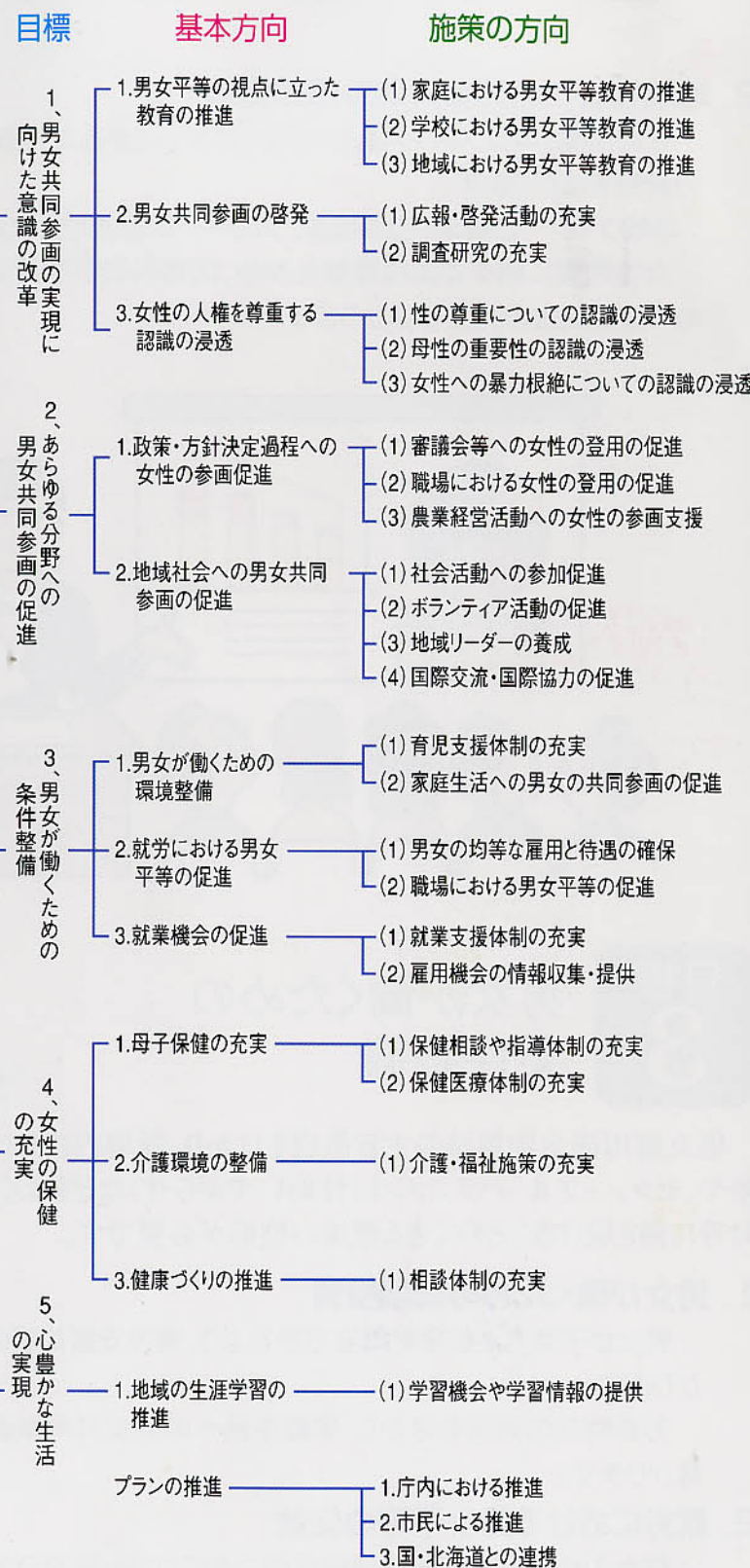
平成13年度から平成21年度までの9年間とし、必要に応じて見直しを行います。

国内外の主な動き

世界の動き	日本の動き	北海道の動き
昭和54(1979)年 女子差別撤廃条約採択		
平成7(1995)年9月 第4回世界女性会議開催(北京) 北京宣言「女性の権利は人権である」及び行動綱領採択	平成8(1996)年12月 男女共同参画2000年プラン策定 平成11(1999)年6月 男女共同参画社会基本法施行	平成9(1997)年3月 北海道男女共同参画プラン策定
平成12(2000)年6月 国連女性2000年会議開催(ニューヨーク)	平成12(2000)年12月 男女共同参画基本計画策定	平成13(2001)年4月 北海道男女平等参画推進条例施行 平成14(2002)年3月 北海道男女平等参画基本計画策定

●プランの体系

男女共同参画社会の実現をめざして



平成14年8月発行

帯広市 市民活動部 男女共同参画推進課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1

TEL 0155-65-4134 FAX 0155-23-0171

帯広市男女共同参画プラン

ひとひとあした
～女性と男性ともに創る豊かな未来～

[ダイジェスト版]



女らしく? 男らしく?...自分らしく。
豊かで活力ある「男女共同参画社会」をめざそう

帯 広 市

プラン推進のための5本の柱

目標1

男女共同参画の実現に向けた意識の改革

性別に関わりなく、男女が対等な立場でその個性と能力を発揮するためには、ジェンダー(社会的・文化的につくられた性差)にとらわれない個人の尊重と男女平等意識を身につけることが重要です。

1. 男女平等の視点に立った教育の推進

家庭、学校、地域社会における、男女平等意識を推進するための人権啓発と学習機会の充実をはかります。

2. 男女共同参画の啓発

男女平等意識を浸透させるための、広報・啓発活動及び調査研究の充実をはかります。

3. 女性の人権を尊重する認識の浸透

男女が互いの性を尊重し、性に関する正しい認識を深めるとともに、女性への暴力根絶についての意識啓発につとめます。



目標2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、政治や経済など、政策や方針決定の場に、男女が対等に参加・*参画し、意見や考え方を反映させることが重要です。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等における女性の登用率40%を目標とし、参画の拡大をはかります。

基幹産業である、農業経営における女性の参画支援をはかります。

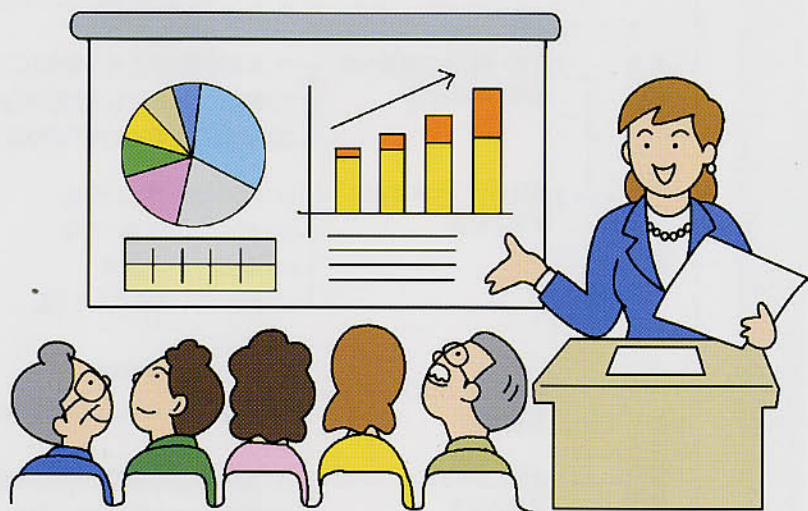
*参画:単に参加するだけでなく、積極的、主体的に参加すること。

2. 地域社会への男女共同参画の促進

社会活動、ボランティア活動に男女が等しく参加できるよう、環境の整備をはかります。

地域リーダーの養成や女性団体、グループの活動支援につとめます。

女性問題に関する国際理解を深め、国際的視野を身につけるための交流機会の充実をはかります。



目標3

男女が働くための条件整備

男女雇用機会均等法の主旨徹底をはかり、職場内における男女格差や、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)などをなくし、男女が対等に働き続けることのできる環境の整備が必要です。

1. 男女が働くための環境整備

男女が子育てと仕事を両立できるよう、育児支援体制の充実をはかります。

労働時間の短縮をはかり、家庭生活への男女共同参画の促進をはかります。

2. 就労における男女平等の促進

男女の均等な雇用と待遇確保のための広報・啓発活動につとめます。

セクシュアル・ハラスメントの防止など、職場における男女平等の意識啓発につとめます。

3. 就業機会の促進

女性起業家への情報提供や相談など、就業支援体制を充実します。再就職や職業訓練など、雇用機会の情報収集・提供につとめます。

目標4

女性の保健の充実

女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、母性の重要性や女性の生涯を通じた健康保持について、男性も含めて広く社会全体で認識する必要があります。

1. 母子保健の充実

母子の健康保持のための、健康教育、相談体制の充実をはかります。

生涯を通して女性が自己の健康管理ができるよう、保健医療体制を充実します。

2. 介護環境の整備

福祉施策の充実をはかるとともに、介護負担を社会全体で支え合えるよう、体制の整備をはかります。

3. 健康づくりの推進

女性の健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。

目標5

心豊かな生活の実現

豊かで活力ある社会を迎えるためには、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことが必要です。

1. 地域の生涯学習の推進

充実した人生を送るための、学習機会・学習情報の提供や、学習の基盤整備につとめます。

